

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆サービス貿易等項目の対外支払に際し提出する税務届出に関する問題の公告 (国家税務総局・国家外貨管理局公告 2013年第40号, 2013年7月9日発布, 2013年9月1日実施)

《国家税務総局及び国家外貨管理局によるサービス貿易等項目の対外支払に際し提出する税務届出に関する問題の公告》(以下、「公告」という。)の趣旨は、対外支払を利便化し、クロスボーダー取引に係る税源管理を強化することにある。同公告発布の背景と主要内容は、以下のとおりである。

一、公告発布の背景

2008年に《国家外貨管理局及び国家税務総局によるサービス貿易等項目の対外支払に際し提出する税務証明に関する問題の公告》(匯発【2008】64号)が施行されて以来、対外支払時の税務証明は、税務機関がクロスボーダー取引に係る税源管理を強化する重要な手段であった。他方、中国ではサービス貿易に係る外貨収支の規模拡大に伴い、国内機構及び個人による対外支払の利便性向上に対するニーズも高まっていった。そこで、クロスボーダー取引に係る税源管理を強化し、同時に国内機構及び個人による対外支払の更なる利便性向上を目的として、税務総局と外貨管理局は連名で《公告》を発布した。

《公告》は、主に次の三方面の問題を解決するものである。

- (一) 国内機構及び個人による対外支払の利便性を向上させること
 - (二) 納税者及び源泉徴収義務者に対し、法に則った納税申告及び源泉徴収義務の履行を促すこと
 - (三) 各級税務機関に対し、当該税務機関が主導的に、非居住者の行う取引に関する徴税機会を確保し、情報収集経路を広げ、もって非居住者に対する徴税管理レベルの引き上げを促すこと
- また、税務部門及び外貨管理部門は、税務情報と外貨情報の監督管理及び共有を一層強化し、納税者による異常または疑義のある行為について随時意思疎通を行い、共同で各種の虚偽、脱税行為を防ぐものとする。

二、主要内容

《公告》は、これまでの対外支払の関連文書を整理統合し、対外支払時の納税証明の発行という要件を廃止すると共に、税務届出が不要な一定の状況についての取り扱いを継続することで手続き簡素化を図る一方、法定義務履行の督促や、法に基づく監督管理強化等の内容を増加させた。主要内容は以下のとおりである。

(一) 対外支払時に税務届出の実施が必要なケースの明確化

総じて言えば、国内機構や個人が1件当たり5万米ドル相当を超える外貨の対外送金を行う場合、並びに外国投資者が中国国内で得た合法的な所得の送金が5万米ドル相当を超える場合、及び当該5万米ドル相当を超える所得を中国国内で再投資する場合は、他に税務届出を不要とする規定がない限り、税務届出が必要となる。税務機関、支払銀行、届出人の支払項目への理解を促すために、《公告》第一条において税務届出が必要なケースを列挙しているが、当該列挙された項目に限定して届出が必要というわけではなく、どの支払項目について税務届出が不要であるかは、第三条(届出不要のケース)を確認する必要があることに留意が必要である。

(二) 対外支払時の税務届出手続の規範化及び簡素化

第一に、届出人は、所在地の主管国税機関に届出を行う(主管税務機関が地方税務機関のみの場合は、所在地の同級の国税機関に届出を行う)。手続の簡素化を推進することで納税者の負担を軽減する。

第二に、届出人の提出資料を簡素化する。国内機構及び個人は、対外支払時の税務届出の際に、税務機関に対し、社印(公印)の押印がなされた契約書(協議書)のコピーを提出する必要があるのみであり、契約書(協議書)がない場合(例えば、適格国

Topics

外投資者の対外支払の投資収益等項目)は、関連する取引証明のコピーの提出で足りる。

その他、《公告》においては、税務機関は、《届出表》に押印すれば足り、その場で納税事項を審査する必要はないものとし、かつ、《届出表》に関連納税事項の内容を記載する必要もない。このようにして対外支払時の効率化を保証し、また、税務機関及び税務職員が自らの監督不行き届きへの懸念を払拭することができる。

(三) 国内支払人及び税務機関に対する要求

第一に、支払を行う国内機構及び個人は、税法を遵守し、法に則って納税申告、源泉徴収或いは資料報告を行う必要がある。これは、納税サービスの改善の趣旨を体現し、納税者自身が法に従い申告可能であることを信頼するものである。当然、義務を怠った納税者又は源泉徴収義務者は、法に従い、相応の法的責任を負うこととなる。

第二に、税務機関は、届出事項の事前管理及び事後審査を強化する必要がある。税務機関は、作業の考えを転換し、非居住者に係る税源を管理する際に、対外支払情報のみに頼るのではなく、日常管理において工夫を行い、非居住者の税源管理の専門化、常規化を行う。これをベースとして、情報収集経路を広げ、非居住者に対する税の徴収及び管理に関する有効な手段を研究する。同時に、届出事項に対して、事後審査を強化し、対外支払項目につき規定に従って納税されていない状況を発見した場合は、法に従い追徴課税を行うほか、徴税管理法の規定に従った処理を行う。

最後に、各級税務機関は、十分に届出情報を利用して、《届出表》の管理を強化し、随時、対外支払届出状況及び徴税管理状況の統計をとり、年度ごとに税務総局に報告する。

三、執行中に注意すべき問題

第一に、税務機関は、《届出表》提出時にその場で押印をし、納税事項の審査を行わない。これは、外貨支払の利便化の要請に答えるのみでなく、税務機関に対し、対外支払情報のみに依拠して非居住者に係る税源を監督しコントロールすることなく、届出事項の事前管理と事後審査を強化することに力を入れる事を促すものである。

第二に、国内機構及び個人は、国際運輸収入の対外支払についても《公告》を遵守する必要がある。各種対外支払の税務管理の統一と規範化のために、これまでの国際運輸業務に係る対外支払に関する規定を廃止し、《公告》規定を遵守することに統一する。

第三に、対外支払を行う国内機構及び個人は、射幸心を持つべきではない。税務機関がその場で納税審査を行わないということは、管理を行わないという事ではなく、審査業務が届出後に行われるということである。届出人が、法定税務登記や、納税申告、源泉徴収、資料報告の義務を履行しない場合、法的責任を負うリスクに直面することとなる。税務機関は、届出事項が法に従った納税義務に反していることを発見した場合、徴税管理法の規定に従って、厳格に、追徴課税及び処罰を行う。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。